

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

第 号
令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 岡谷市地域公共交通活性化協議会
住 所 岡谷市幸町 8 番 1 号
代表者氏名 会長 木 下 稔

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称
岡谷市生活交通地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度～令和7年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>岡谷市の地域公共交通の状況は、JR中央東線を広域的な移手段とし、この鉄道とほぼ並行して諏訪地域の4市町（岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市）を結ぶ地域幹線交通である民間路線バス（岡谷・茅野線）及び諏訪湖周2市1町（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）で共同運行している地域幹線交通である諏訪湖周スワンバスを軸に市内外への移手段としており、これらの鉄道及び地域間交通の路線バスが有効利用できるよう、市内広範にコミュニティバス（シルキーバス）による公共交通網が広がっている。</p> <p>このコミュニティバスは、岡谷市民病院、おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）、健康福祉施設（ロマネット）といった公共施設や、中心市街地の商業施設等が当市民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能するほか、幹線交通に通じる支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少していることに加え、収支悪化に伴う行政負担の増加や、地域によってはコミュニティバスが乗り入れできない等の問題も懸念されており、公共交通機関の維持に当たっては課題があるところ。さらに、平成22年度からは、地域幹線交通の路線バス（岡谷・茅野線）が土日祝祭日の運行廃止となっていることから、比較的市街地に集中している住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該市内公共交通網を存続していくことが必要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、平成22年度に策定した「岡谷市地域公共交通総合連携計画」に基づき、シルキーバスに係る各種事業を実施するとともに、継続的に既存路線の見直しを図り、岡谷市内の公共交通網である①今井・長地線、②長地・今井線、③市街地循環東ルート線、④市街地循環西ルート線、⑤川岸橋原線、⑥やまびこ公園線、⑦川岸線を確保・維持することで、住民が利用し易い交通体系を確立し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。なお、上述7路線は、平成23年10月から実施した3年間の実証運行による乗降調査の分析等を基に運行路線の見直し等を行い、本格運行を開始したものである。</p> <p>今後は、持続可能な公共交通の構築及び利用促進に繋げるため、引き続き、利便性向上と利用促進に向けた啓発PRを行うとともに、岡谷市地域公共交通計画の策定作業（令和4～5年度（会計年度））に合わせて、運行方法や路線等の見直しを検討していく。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>シルキーバス路線（①今井・長地線、②長地・今井線、③市街地循環東ルート線、④市街地循環西ルート線、⑤川岸橋原線、⑥やまびこ公園線、⑦川岸線）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少してきたが、徐々に乗客数が回復傾向にあることから、令和3年度計画より高水準となるよう目指す。</p> <p>目標1 シルキーバス1日あたりの利用者数 280人以上とする</p> <p>目標2 シルキーバスの収支割合 17.8%以上とする</p>
(2) 事業の効果
<p>シルキーバス路線を維持することにより、市内高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、路線の見直しを行うことにより、幹線・支線のネットワークが連携することで、通勤・通学、通院、買い物等に対する効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>公共交通機関の利用促進が進めば、行政負担の軽減を図ることができるとともに、持続可能な公共交通網の確立を図ることができる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者要望等を踏まえたより利用しやすい路線・ダイヤの実現（協議会） ・介護保険説明会等でのPRによる利用促進（岡谷市） ・イベントに合わせた利用促進チラシの作成（岡谷市） ・わかりやすい時刻表の作成（岡谷市） ・おでかけパス（シルバー回数券）の発行を通じた高齢者の利用促進（岡谷市） ・免許返納者等への回数券無料配布による利用促進（岡谷市） ・将来のバス利用者の確保と、公共交通に関する理解を深めるため保育園児を対象としたイベント実施（岡谷市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p> <p>① 予定している時刻表・運行期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月1日改正の「シルキーバス」時刻表を添付。 <p>② 運行事業者決定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡谷市では、市内での運行可能業者であるアルピコタクシー株式会社及びジェイアールバス関東株式会社の2社がコミュニティバスの運行をしており、市民の信頼を得ている上、地域の交通事情も良く把握しているため、引き続き同2社により実施。 <p>③ 地域内フィーダーシステムの補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡谷市内の地域内フィーダーシステムの路線及び運行ダイヤの作成にあたっては、利用者の利便性等を高めるため、通勤・通学等に配慮してJR中央東線への接続及び地域幹線交通である民間路線バス（岡谷・茅野線）及び諏訪湖周スワンバスとバス停を共有している箇所については乗り継ぎに配慮している。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>岡谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>アルピコタクシー株式会社</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
<p>※該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
<p>※該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
<p>※該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダーシステムのみ】</u>

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を参照

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

岡谷市地域公共交通活性化協議会

平成 22 年 3 月 15 日 (第 1 回)	協議会設立、事業内容について協議
平成 22 年 5 月 19 日 (第 2 回)	シルキーバス・福祉タクシーの利用状況及び協議
平成 22 年 6 月 22 日 (第 3 回)	公共交通網及び連携計画委託仕様書について協議
平成 22 年 7 月 26 日 (第 4 回)	計画策定業務委託、住民アンケートについて協議
平成 22 年 11 月 9 日 (第 5 回)	課題と具体的検討の方向性について協議
平成 22 年 12 月 17 日 (第 6 回)	連携計画 (案) について協議
平成 23 年 1 月 14 日 (第 7 回)	連携計画 (案) について協議
平成 23 年 3 月 14 日 (第 8 回)	連携計画の承認・決定
平成 23 年 9 月 8 日 (第 9 回)	実証運行の実施について承認・決定
平成 23 年 10 月 14 日 (第 10 回)	実証運行の実施について承認・決定
平成 24 年 1 月 27 日 (書面協議)	岡谷市生活交通地域内フィーダー系統確保維持ネットワーク計画について合意
平成 24 年 6 月 27 日 (第 12 回)	実証運行の実施について承認・決定
平成 25 年 6 月 19 日 (第 13 回)	実証運行の実施について承認・決定
平成 26 年 6 月 23 日 (第 14 回)	実証運行の実施、本格運行の実施について承認・決定
平成 27 年 6 月 29 日 (第 15 回)	本格運行の実施等について承認・決定
平成 28 年 6 月 29 日 (第 16 回)	運行状況、ダイヤ改正等の承認・決定
平成 29 年 6 月 28 日 (第 17 回)	運行状況、ダイヤ改正等の承認・決定
平成 30 年 6 月 26 日 (第 18 回)	運行状況、ダイヤ改正等の承認・決定
平成 31 年 1 月 18 日 (第 19 回)	福祉タクシー事業への新規事業者参入について承認・決定
令和元年 6 月 25 日 (第 20 回)	運行状況について報告
令和 2 年 3 月 18 日 (第 21 回)	料金体系の変更について承認・決定
令和 2 年 6 月 25 日 (第 22 回)	地域間幹線系統確保維持計画について承認・決定
令和 2 年 7 月 13 日 (第 23 回)	ダイヤ改正等の承認・決定、地域内フィーダー系統確保維持計画について承認・決定
令和 3 年 6 月 10 日 (書面協議)	地域間幹線系統確保維持計画について承認・決定
令和 3 年 6 月 30 日 (第 25 回)	地域内フィーダー系統確保維持計画について承認・決定
令和 3 年 10 月 27 日 (書面協議)	副会長の選出について協議
令和 4 年 3 月 28 日 (第 27 回)	規約の改正、財務規程・事務局規程・事業計画・予算の承認・決定、調査事業の実施方法及び委託業選定の方法・業務委託業者選定委員会設置規程の承認・決定、選定委員の選出、選定基準について協議

21. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、「岡谷市地域公共交通総合連携計画」に基づき策定しており、連携計画を策定する際は、市内 4 中学校の生徒、各区隣組長、高齢者クラブ地区役員の 4,510 世帯への住民アンケート、地区懇談会、パブリックコメントを実施している。

利用者等の意見を集約して、通勤、通学、通院等の利便性を高めた運行形態の確立と利用状況に応じた効率的な路線及び運行形態の確立に重点を置いた計画とした。

また、3 年間の実証運行を経て、平成 26 年 10 月 1 日から実施した本格運行後の乗降者に対する意見聴取を含む乗降調査を実施し、鉄道の時刻改正の状況や利用者の意見を聴取しながら路線等の見直しを行っている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県諏訪建設事務所維持管理課、長野県諏訪地域振興局企画振興課
関係市区町村	岡谷市産業振興部商業観光課、企画政策部企画課、健康福祉部社会福祉課、建設水道部土木課

交通事業者・交通施設管理者等	アルピコ交通株式会社中南信支社、ジェイアールバス関東株式会社諏訪支店、アルピコタクシー株式会社諏訪支社、諏訪交通株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、岡谷警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	岡谷市福祉有償運送運営協議会、岡谷商工会議所、岡谷市区長会、岡谷市高齢者クラブ連合会、岡谷市消費者の会、岡谷市民代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岡谷市幸町 8 番 1 号

(所 属) 岡谷市産業振興部商業観光課

(氏 名) 高木 美月

(電 話) 0266-23-4811 内線 1452

(e-mail) shogyo@city.okaya.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
長野県 岡谷市	アルピコタクシー(株)	(1) 市街地循環東ルート (右回り)	岡谷市民 病院前	湖畔病院前	岡谷市民 病院前	往10.7km 循環	364日	1092回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷市役所 前他5箇所へ近接	③
		(2) 市街地循環東ルート (左回り)	岡谷市民 病院前	湖畔病院前	岡谷市民 病院前	往10.7km 循環	364日	728回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷市役所 前他5箇所へ近接	③
		(3) やまびこ公園線(市民 病院経由)	岡谷駅	岡谷市民病 院前	やまびこ公 園	往 8.5km 復 8.7km	244日	488回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷駅他3 箇所へ近接	③
		(4) やまびこ公園線(市民 病院発)	岡谷市民 病院前	岡谷インター 入口	やまびこ公 園	往 7.2km 復 7.2km	244日	244回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷市役所 前へ近接	③
		(5) 冬期やまびこ公園線 (市民病院経由)	岡谷駅	岡谷市民病 院前	国際スケー トセンター	往 7.0km 復 7.2km	115日	230回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷駅他3 箇所へ近接	③
		(6) 冬期やまびこ公園線 (市民病院発)	岡谷市民 病院前	岡谷インター 入口	国際スケー トセンター	往 5.7km 復 5.7km	115日	115回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷市役所 前へ近接	③
		(7) やまびこ公園線(市民 病院経由看護専門学校 行)	岡谷駅	岡谷市民病 院前	岡谷市看 護専門学 校前	往 5.8km 復 6.0km	359日	359回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷駅他3 箇所へ近接	③
		(8) やまびこ公園線(看護 専門学校行)	岡谷駅	新屋敷	岡谷市看 護専門学 校前	往 5.7km 復 km	244日	122回		路線定期運行	①	地域間幹線系統(岡谷・茅 野線)のバス停岡谷駅他2箇 所へ近接	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岡谷市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,565
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)